

青色申告の4つのメリット

メリット

1

所得金額から65万円または10万円の控除が受けられる

複式簿記なら65万円、簡易簿記(単式簿記)でも10万円の青色申告特別控除を受けることができる。

メリット

2

家族も一緒に働けば全額経費にできる

青色事業専従者として、家族や親族(生計を一にする者が対象)を届け出れば、その給与を全額必要経費に計上できる。

メリット

3

赤字が出た場合は翌年以降に繰り越しできる

事業で赤字が出たときは、翌年以降3年間、事業の利益から差し引くことができ(純損失の繰越控除)、又は、当年の赤字を前年の黒字に繰戻して還付が受けられる(繰戻還付)。

メリット

4

30万円未満であれば減価償却資産を経費で一括計上できる

青色申告では、30万円未満の減価償却資産であれば経費として一括計上できる(合計300万円まで)。

青色申告と白色申告はどう違う？

	白色申告	青色申告	
届出の必要	なし	あり	
控除	なし	10万円	65万円 ※e-Tax、電子帳簿の場合のみ
帳簿つけ	単式簿記	単式簿記	複式簿記
決算書の作成	収支内訳書	損益計算書	貸借対照表・損益計算書
専従者	配偶者は86万円まで それ以外は50万円まで	家族の給与を経費計上できる 妥当であれば、金額の制限なし	
赤字の処理	なし	あり	

小

節税効果

大